

第10回全国和牛能力共進会長崎県大会に係る 企業等展示物出展要領

第1 趣旨

第10回全国和牛能力共進会長崎県大会に賛同し、生産者・消費者等に対し畜産・農業の生産、経営及び役割等に対する理解を深め、国内農畜産物の生産振興に寄与するため、企業・団体等の様々な技術、開発商品、最新農業機械、生産物の処理加工機械器具及び生産諸資材などの機械器具等を一挙に展示紹介し、その普及宣伝と啓発を図ることを目的とする。

第2 主催

第10回全国和牛能力共進会長崎県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

第3 出展期間及び出展時間

大会期間中の出展期間及び出展時間は、以下のとおりとする。

- (1) 佐世保メイン会場 平成24年10月25日(木)～29日(月) 5日間
午前8時30分～ 午後6時
- (2) 島原会場 平成24年10月26日(金)～28日(日) 3日間
午前9時 ～ 午後5時

第4 出展会場

- (1) 佐世保メイン会場 佐世保市ハウステンボス町の実行委員会指定のエリア内とする。
- (2) 島原会場 島原市平成町の実行委員会指定のエリア内とする。

第5 出展者の義務

出展者は、本要領等を遵守し、実行委員会の指示に従わなければならない。

第6 出展者の条件

- (1) 農畜産物に関する技術及び開発商品、最新農業機械、生産物の処理加工機械器具及び生産諸資材などの機械器具を販売・製造する業者。その他実行委員会が認めた者。
- (2) 大会期間中継続して、展示を行うことができる者。

第7 展示物の種別

農畜産物に関する技術及び開発商品、最新農業機械、生産物の処理加工機械器具及び生産諸資材などの機械器具並びにその他実行委員会が認めたもの。ただし、他に危害を及ぼすおそれがあるものを除く。

第8 出展の制限及び禁止

実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの出展を制限し、または禁止することができる。

- (1) 爆発、引火、倒壊等のおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗をみだすおそれがあるもの。
- (3) 衛生上害のあるもの。
- (4) 実行委員会の許可なく、入場料または観覧料を徴収するもの。
- (5) その他管理運営上支障があると認められるもの。

第9 出展料及び出展者の負担する経費等

- (1) 佐世保メイン会場
実行委員会がテント等を設置する場合
1) 小間規格 間口5.4m×奥行3.6m

2) 出展料(5日間)

ア. 1小間当たり 160,000円(消費税込)

イ. 出展料は小間の使用料とし、搬入・搬出の諸経費、装飾費及び実行委員会の負担で設置するもの以外の備品レンタル費等は出展者負担とする。

3) 電気 電気設備は準備していないため、電気を使用する場合は、出展者が必要な機器(発電機等)を準備すること。

なお、電気使用については、事前に出展申込書により実行委員会へ報告すること。

スペースのみ使用する場合(テント設置不可)

1) 小間規格 間口5.4m×奥行3.6m

2) 出展料(5日間)

ア. 1小間当たり 100,000円(消費税込)

イ. 出展料は小間の使用料とし、搬入・搬出の諸経費、装飾費、備品レンタル費等は出展者負担とする。

3) 電気 電気設備は準備していないため、電気を使用する場合は、出展者が必要な機器(発電機等)を準備すること。

なお、電気使用については、事前に出展申込書により実行委員会へ報告すること。

(2) 島原会場

実行委員会がテント等を設置する場合

1) 小間規格 間口5.4m×奥行3.6m

2) 出展料(3日間)

ア. 1小間当たり 80,000円(消費税込)

イ. 出展料は小間の使用料とし、搬入・搬出の諸経費、装飾費及び実行委員会の負担で設置するもの以外の備品レンタル費等は出展者負担とする。

3) 電気 電気設備は準備していないため、電気を使用する場合は、出展者が必要な機器(発電機等)を準備すること。

なお、電気使用については、事前に出展申込書により実行委員会へ報告すること。

スペースのみ使用(テント設置可)する場合

1) 小間規格 間口5.4m×奥行3.6m

2) 出展料(3日間)

ア. 1小間当たり 20,000円(消費税込)

イ. 出展料は小間の使用料とし、搬入・搬出の諸経費、装飾費、備品レンタル費等は出展者負担とする。

3) 電気 電気設備は準備していないため、電気を使用する場合は、出展者が必要な機器(発電機等)を準備すること。

なお、電気使用については、事前に出展申込書により実行委員会へ報告すること。

第10 実行委員会の負担で設置するもの

実行委員会が設置する上記第9の展示小間には、次の設備を実行委員会が準備する。

(1) テント 1張 間口5.4m×奥行3.6m

(2) 出展者の名称看板 1枚 幅 0.2m×長さ0.9m

(3) パイプイス 4脚

(4) テーブル 2台 長さ1.8m

注1) スペースのみを使用する場合は、(2)「出展者の名称看板」のみを実行委員会で準備する。

注2) 上記以外に必要な設備・備品及び数量については、オプションとして実行委員会で手配するので、出展者決定後に申し込みを受け付けることとする。

第 11 出展の申込み

出展を希望する者は、別紙様式 1 号「出展申込書」により申し込むものとする。

第 12 申込期限

平成 24 年 4 月 27 日（金）

第 13 出展の承諾（決定）

実行委員会は、第 11 の出展申込みを受けて小間の数や配置等を決定の上、申込者に対して別紙様式 2 号「出展承諾書」を交付するものとする。

なお、この出展承諾書をもって契約締結に代えるものとする。

また、設置予定小間数を超えて出展希望がある場合は、協賛団体・企業を優先する。

第 14 出展料の納付

第 13 の出展承諾を受けた者は、実行委員会が指定する期日までに出展料を指定する口座に納入するものとする。

第 15 出展決定の取り消し

実行委員会は、次の各項のいずれかに該当する場合は、出展承諾を取り消すことができる。

- (1) 第 7 の出展種別を著しく逸脱している場合
- (2) 第 8 の出展の制限及び禁止に該当する場合
- (3) 出展者及び出展内容において公序良俗に反する行為があった場合
- (4) 第 14 の出展料の納付が期限内に行われない場合
- (5) 大会期間中に出展しない場合、又は中断・放棄した場合

第 16 出展料の返還

実行委員会は、次の各項のいずれかに該当する場合は、原則として既納の出展料を返還しないものとする。

- (1) 第 15 により出展承諾が取り消された場合
- (2) 出展承諾後、出展者が都合により出展を辞退した場合
- (3) 災害、社会事変その他やむを得ない事由の発生により大会を中止、又は大会期間を短縮した場合

第 17 展示物等の搬入

展示物等は、原則として次の期間で、別途実行委員会が指定する時間内に所定の場所に搬入し、展示・装飾を完了すること。

なお、出展者は、搬入が完了したときは、実行委員会に届け出なければならない。

- (1) 佐世保メイン会場 平成 24 年 10 月 23 日（火）、24 日（水）
- (2) 島原会場 平成 24 年 10 月 24 日（水）、25 日（木）

第 18 展示物等の搬出

展示物等は、原則として次の期間で、別途実行委員会が指定した時間内に撤去、搬出を完了すること。

なお、出展者は、搬出が完了したときは、実行委員会の確認を受けなければならない。

- (1) 佐世保メイン会場 平成 24 年 10 月 29 日（月）
10 月 30 日（火）
- (2) 島原会場 平成 24 年 10 月 28 日（日）
10 月 29 日（月）

第19 大会期間中の展示物の搬入・搬出時間

会期中の展示物等の搬入・搬出は、次の時間帯で別途実行委員会が指定した時間内に撤去、搬出を完了すること。

(1) 佐世保メイン会場

搬入 各日午前8時まで

搬出 各日午後6時以降

(2) 島原会場

搬入 各日午前8時30分まで

搬出 各日午後5時以降

第20 車両の使用及び出展者用駐車場等

(1) 出展者は、会場内において施設の設置又は出展物の搬入及び搬出のため、車両を使用する場合は、実行委員会の指示に従わなければならない。

(2) 大会期間中の出展者の車両は、1出展者当たり1台を実行委員会が指定する駐車場に駐車することができる。

(3) 搬入・搬出に当たり会場内に車両を乗り入れる場合又は実行委員会が指定した駐車場に駐車する場合は、実行委員会が交付する「関係車両通行証」、「関係車両駐車証」の交付を受けなければならない。

注) 展示物等の搬入・搬出等で車両を使用する場合は、車両ゲートの高さ制限(2.6m)に留意すること。

第21 展示装飾

小間内の展示装飾は、実行委員会に届け出後、出展者の負担で行うこととする。

但し、隣接の出展者に害を与えられる場合、実行委員会は変更もしくは撤去を指示することがある。

第22 管理責任者の配置

出展者は展示物等の管理運営のため、大会期間中管理責任者を配置し、実行委員会との連絡・調整に努めることとする。その届け出は、出展申込書による。

第23 管理保全

大会期間中における夜間警備は、実行委員会が警備員を配置し巡回警備を行うが、出展者の判断により損害保険に加入する等万全の管理と事故防止に努めるものとし、展示物の盗難、または破損が生じても実行委員会はその責を負わない。

第24 実演

展示物の実演は原則として認めるが、出展者は次の各項を遵守するものとする。

(1) 実演は、出展者保有の展示小間内において行うこと。

(2) 実演に要する費用は出展者が負担すること。

(3) 実演に際し、展示場の地面の掘削など、実演後の整地、修復を要する行為は禁止する。

(4) その他実演に関しては実行委員会の指示に従うこと。

第25 損害保険

(1) 出展者は、自己の出展等に伴い、第三者に損害を与える可能性があるとき、または実行委員会の指示があったときは、自己責任で損害に係わる保険を付さなければならない。

(2) 出展者は、自己の展示物等の損害に保険を付する場合は自己の負担でなければならない。

第 26 火気の使用禁止

会場内では、火災防止のため火気使用を原則禁止とする。

なお、出展内容の都合上、火気の使用を希望する場合は、別紙様式 3「火気使用申込書」により申込むものとする。

第 27 出展者の遵守事項

出展者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出展承諾を受けた後、出展申込み内容の変更を行う場合は、実行委員会の承認を受けること。
- (2) 施設等を破損した場合は、出展者の負担で修復し、またはその費用を実行委員会に賠償すること。
- (3) 大会期間中会場内において行う広報活動は、実行委員会の指示に従うこと。
- (4) 実行委員会が必要に応じて出展者の展示物等を撮影する場合は協力すること。
- (5) 出展者が、展示物等の搬入・搬出等のため会場内に入場する場合は、実行委員会が発行する「関係者入場証」を携帯し、提示を求められた場合には提示しなければならない。

第 28 権利の譲渡、転貸の禁止

出展者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、または転貸してはならない。

第 29 環境対策

- (1) 環境にやさしい大会と位置付けていることから、出来る限りごみが発生しないように努めること。
- (2) 小間周辺の清掃は、各出展者で行うことはもちろん、小間内で発生したごみはすべて持ち帰り、適正に処理すること。

第 30 免責事項

展示物の管理は出展者の責任において行い、生じた損害又は第三者に与えた損害については、実行委員会はその責を負わない。

第 31 雑則

この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

1. この要領は、平成 24 年 1 月 13 日より施行する。